

西宮市民の警察官賞要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日夜公共の秩序と社会正義の確立のために活躍している西宮市内の警察署に勤務する警察官の勇敢な行動や顕著な功績を顕彰し、その労をねぎらうとともに、これを広く紹介して市民と警察のよりよきつながりを通じて、明るく住みよい西宮市の実現を念願して行う表彰について必要な事項を定める。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、次のいずれかに該当する警察官に授与する。

- (1) 重大な犯罪の予防もしくは検挙をしたもの
- (2) 人命救助もしくは災害時における警察活動に功績のあったもの
- (3) 市民に対する奉仕、その他の善行のあったもの
- (4) 市内の警察署に永年勤続し、勤務成績優秀なもの
- (5) その他、特に市長が表彰の必要があると認めたもの

(推薦)

第3条 被表彰者の推薦は、別に定める様式により各警察署長が行う。

(被表彰者の決定)

第4条 市長は、警察署長の推薦する警察官のなかから被表彰者を決定する。

(表彰人員)

第5条 表彰は、原則として毎年各警察署1名とする。ただし、特に必要と認める場合は、この限りではない。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、市長が表彰状を贈ることにより行うものとする。

(表彰の時期)

第7条 表彰の日時は市長が定める。

(その他)

第7条 この要綱の運営につき必要な事項は、市長が警察署長の意見を聞いてそのつど決定する。

付 則

この要綱は、昭和52年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年8月31日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。